

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

登録確認機関における事前確認に係る当所の対応について

●新型コロナウイルスの影響を受けている多くの平塚市内の事業主の方への迅速な支援を後押しするため当所の会員・非会員問わず無料にて対応させていただきます。

※事業実態の把握・継続的な関係性の観点から、会員・非会員事業所の対応については以下の通り対応させていただきますのでご了承下さい。

平塚商工会議所（登録確認機関）は申請者が給付対象であるかの判断は行いません。事務局の定めた書類の有無や宣誓内容等の形式的な確認を行います。事前確認の完了をもって給付対象となるわけではないことを予めご承知置き下さい。

申請期間・・・4月/5月分：2021年6月16日～8月15日

※4・5月分の前確認は8月10日で終了致しました

6月分：2021年7月1日～8月31日

※6月分の前確認は8月26日までになります

7月分：2021年8月1日～9月30日

☆まずはご自身が申請対象かを以下のサイトにて要綱を読み確認して下さい☆

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

※2021年1月～3月の間に設立もしくは開業した事業者、又は、2020年1月～12月までの間に設立もしくは開業し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月～3月の間に事業収入を得ている方は当所での事前確認は行うことができません。事務局にて事前確認を受ける事となっております。

制度について…

対象になるかについて…

書類が揃わない等…



お問合せ先：月次支援金事務局 相談窓口

0120-211-240

①一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認：不要

申請方法：マイページより申請を行ってください。

②はじめて申請される方

事前確認：必要

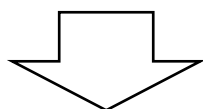
申請方法：①月次支援金ホームページより仮登録を行い、申請 ID を取得して下さい。

②登録確認機関にて事前確認を受けてください。

※事前確認の方法は以下をご確認ください。

③事前確認終了後、ご自身でマイページより申請手続きを行ってください。

平塚商工会議所での事前確認方法は以下の通りとなります。



【平塚商工会議所の会員事業者】

- お電話にて事前確認を行います。
- 申請 ID をお手元にご用意の上 ☎0463-22-2511 までご連絡ください。
- 電子申請が難しい場合（スマートフォン、PC 等あれば）申請のお手伝いをさせて頂きます。

【平塚商工会議所の会員ではない事業者】

- 平塚商工会議所ホームページにて事前確認チェックシートをご確認ください。
[月次支援金に関するチェックシート（別ウインドウで開きます）](#)
- 必要書類をお持ちいただきご来所にて事前確認を行います。（要予約）
以下の書類をご用意いただき事前に電話（0463-22-2511）にて予約をお取りください。
- 電子申請が難しい場合、当所では申請サポート等のご対応は致しかねます。

①本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等写真つきのもの）

※中小法人の方は履歴事項全部証明書

②2019年、2020年の確定申告書の控え（収受日付印のあるもの）

※電子申請の方は、e-Taxの受信通知メールのコピー

③2019年1月～2021年対象月までの帳簿書類

※売上台帳、請求書、領収書など

④2019年以降の事業の取引を記録している通帳

⑤自署した宣誓・同意書

予約・お問合せ先…平塚商工会議所 経営支援課 ☎0463-22-2511